

災害情報の放送に関する協定書

八王子市（以下「甲」という。）と株式会社八王子エフエム（以下「乙」という。）は、乙が運営するコミュニティ放送局において、災害情報の放送実施にあたって、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害情報の提供及び放送に関して、必要な事項を定め、市民へ迅速に情報提供を行うことで、市民の安全安心に寄与することを目的とする。

（災害情報）

第2条 災害情報とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）若しくは市民生活に影響を与える緊急事態が発生した場合、又はそれらが発生する恐れがある場合における情報をいう。

（災害情報の提供及び放送）

第3条 甲は、乙に対して災害情報を提供し、放送を要請することができる。

- 乙は、前項の要請があった場合は、可能な限り通常の番組に優先して災害情報を放送する。
- 乙は、甲に対して災害情報の提供を求めることができる。

（災害情報の放送要請）

第4条 甲は、前条の規定に基づき、災害情報の放送を要請するときは、次の各号に掲げる事項を記載した放送要請書（様式第1号）を乙に送付する。

- 放送要請の理由
 - 放送の内容
 - 放送の希望日時
 - その他必要な事項
- 2 緊急かつやむを得ない場合には、要請は電話又は口頭によることとし、後日、放送要請書を乙に送付する。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うものとする。

- 連絡責任者に変更が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面（様式第2号）による報告を行うものとする。

(市本庁舎に設置する放送設備)

第6条 甲は、乙が本庁舎に設置する放送設備（以下「放送設備」という。）の使用に関して協力する。

2 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の規定に基づき、甲が行政財産の使用を許可した場所において設置する放送設備及び原状回復に要する費用を負担する。

(放送体制の維持)

第7条 甲及び乙は、乙の施設が災害等により災害情報の放送ができない場合又は放送設備に不足が生じる場合には、甲の放送設備を使用し、放送体制の維持に努めるものとする。この場合において、要した費用等については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(放送に係る費用の負担)

第8条 乙は、甲の要請に基づく災害情報の放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、放送期間が長期に及ぶ場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(平時の協力)

第9条 甲及び乙は、平時から次の事項について、相互に協力し、災害に備えるものとする。

- (1) 情報交換に関すること
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加に関すること
- (3) 防災知識の普及啓発活動に関すること

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行に当たり、知りえた相手方の事業上及び技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲及び乙が合意した事項に関してはこの限りではない。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合には、同一条件で協定期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定書に関する疑義及び定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年9月22日

甲 東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号

八王子市長 石森孝志

乙 東京都八王子市みなみ野4-33-1
グランビューみなみ野108
株式会社八王子エフエム
代表取締役社長 中野健次郎

年 月 日 時 分

(株) 八王子エフエム
代表取締役社長 殿

八王子市長

災害情報の放送要請書

このことについて、災害情報の放送に関する協定書第4条に基づき、下記のとおり要請します。

記

放送要請の理由	
放送の内容	
放送の希望日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
その他	

所 属 _____

担当者 _____

電 話 _____

年 月 日

様

報告者

連絡責任者報告書

災害情報の放送に関する協定書第5条に基づき、下記のとおり連絡責任者を報告（変更）します。

記

	新	旧
連絡責任者		
連絡先	固定電話 FAX メール その他有効な連絡手段	固定電話 FAX メール その他有効な連絡手段